下　関　市　告　示　第６９３号
令和８年(2026年)　１１月　９日

下記の書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和２５年法律第２２６号)第２０条の２及び下関市税条例（平成１７年条例第８８号）第１８条の規定により公示する。

下関市長　前　田　晋　太　郎

記

１、送達すべき書類
　国税徴収法第５４条に規定する調書
２、送達を受けるべき者
　佐村　優樹
３、その他
　送達できなかった書類は、下関市財政部納税課において保管し、申出があれば、いつでも送達を受けるべき者に交付する。
　また、地方税法第20条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされる。

（掲載期限：令和８年（2026年）１１月１６日まで）